

第4回 客室乗務員の疲労管理に関する検討会 議事概要

1. 日時:令和7年12月24日(水) 10:00~11:00
2. 場所:中央合同庁舎3号館7階 航空局A会議室
3. 出席委員:伊藤委員、大塚委員、高橋委員、土屋委員、吉田委員
4. 議事概要
 - 時差がある地域間を運航後の本拠地での休養の基準があるが、特に休養後の乗務前日に8時間以上の睡眠を取ることが重要である。
 - 不測の事態が発生した場合の勤務時間の延長について、現在も基準がない中でも航空会社の規定の中で対応していると思うが、今後基準ができることで、不測の事態が発生した際の航空会社の対応を国として把握できるようになると良いと考える。
 - 外地では代替要員の確保が困難であるため、前回までの案では客室乗務員事由による大幅な遅延や欠航が発生することが予想されるところ、代替要員の確保が困難な場合の代替措置を設けることは、公共交通機関として運航サービス継続の観点から好ましいと考える。
 - クルーバンクがない機材では客席で休息を取ることになるが、騒音もあり十分にリクライニングできない環境では十分に休めないので、基準が設定されることで今後クルーバンク付きの機材に新陳代謝が図られることを期待する。
 - 今回の議論を踏まえた修正を中間とりまとめに反映していただきたい。

以上